平成２６年（フ）第３０号
岐阜県養老郡養老町養老1162番地１
債務者　大槻　康恵
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
岐阜県養老郡養老町養老1162番地１
債務者　大槻　正人
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
岡山県浅口郡里庄町大字里見8285番地１
債務者　関本　俊雄
１　決定年月日時　平成26年６月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
埼玉県川越市大字山田851番地９
債務者　目黒　三信
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７３号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ24棟104号
債務者　鳥居千代美
１　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４３９号
名古屋市昭和区菊園町２丁目24番地の３　菊園住宅403号
債務者　安藤　直喜
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
北海道北見市高栄西町６丁目５番３―204号
債務者　弓野　政孝
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５６３号
埼玉県蕨市中央３丁目11番11号　三喬コーポ103号
債務者　高岡　達也
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
埼玉県深谷市東方町３丁目12番地４
債務者　大竹　正三
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６９号
千葉県大網白里市駒込1213番地１　オレンジコート大網106号
債務者　小松　育子
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第８１号
千葉県東金市東岩崎18番地10　はまなす荘101
債務者　関　　雅樹
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
千葉県東金市東岩崎18番地10　はまなす荘101
債務者　宮坂　明子
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２９号
静岡県伊東市赤沢380番地の52　あかざわ恒陽台Ｏ―46、前住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地３　サンコートマホロバ１―1502
債務者　林　　昌司
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
愛知県江南市古知野町花霞11番地３
債務者　岩田　正樹
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４４号
三重県松阪市下村町334番地１　グリーンヒル徳和Ａ―105
債務者　伊賀並利行
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第４４号
岡山県津山市皿1129番地10
債務者　内山　利明
１　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第４０８号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21・801
債務者　小野山小百合
１　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０３号
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前２丁目１番地９
債務者　下屋敷真奈美
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部